

議事

『福祉避難所の施設種別ごとに想定される要配慮者の 避難生活場所について』

- (1) これまでの議論内容の振り返り
- (2) 福祉避難所の施設種別ごとに想定される要配慮者の属性等

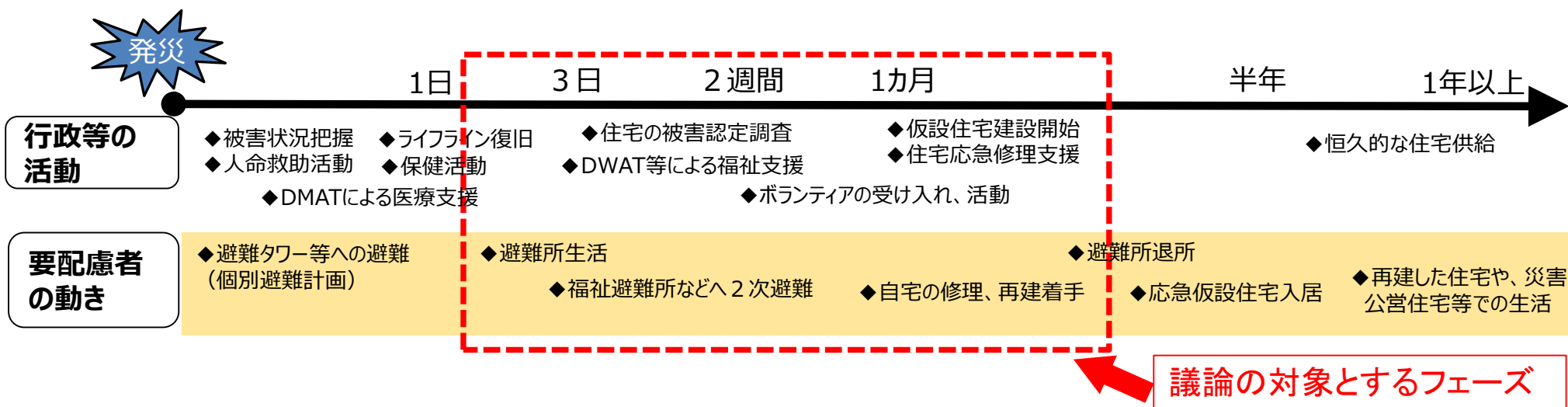
(1) これまでの議論内容の振り返り

議論の対象者

『生活の基盤が自宅にある方』

※社会福祉施設等への入所者は、施設のBCPで対応する

議論の対象とするフェーズ



議論のアウトプットの想定

- ◆「高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等の改訂
- ◆各市町村が作成する個別避難計画の避難先を見直し
- ◆具体的な対応策を南海トラフ地震対策行動計画等へ位置付け

※議論する想定避難者等は、具体的な避難対策を検討するための土台として想定しており、各市町村において、検討会の議論を踏まえた対応を強制するものではない

☆第5回までの検討結果

福祉避難所が限られるなか、要配慮者の健康や要介護度の悪化を防ぎつつ、安全な避難生活場所を確保するため、要配慮者の属性ごとに、下記①～③で避難生活を送る対象者の目安を整理。

- ①避難所ではなく社会福祉施設への移送が必要な人
- ②福祉避難所への避難が必要な人
- ③一般の避難所（福祉スペース）で生活可能な人

☆検討内容

- 福祉避難所での支援が難しいと想定される属性について
- 福祉避難所でなければ生活が出来ないと想定される属性ごとの目安について
- その他、要配慮者の避難生活場所を検討するうえで、考慮すべきことについて

第1回 『過去の災害での要配慮者を取り巻く環境と本県のこれまでの取組及び課題、今後の議論の視点について』（R7.3.18）

第2回 『高齢者の避難生活支援について』（R7.7.9）

第3回 『障害者（身体障害）の避難生活支援について』（R7.10.15）

第4回 『障害者（知的障害、精神障害）の避難生活支援について』（R7.11.27）

第5回 『人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者及び
医療的ケアを必要とする者等、妊産婦・乳幼児の避難生活支援について』（R8.2.4）

今後の議論の流れ（令和8年度以降）

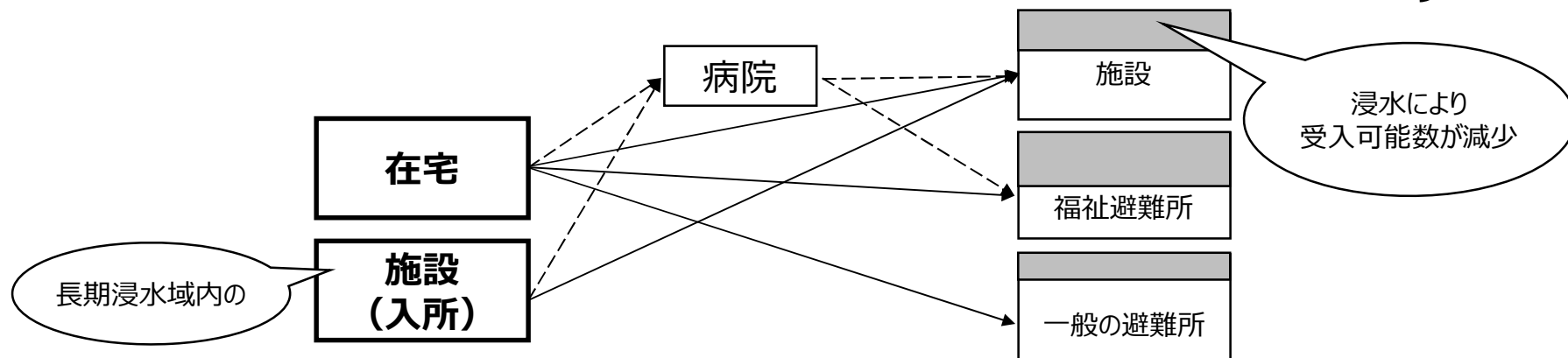
令和8年度～

要配慮者の属性ごとに突合し、福祉避難所の過不足を明らかにした上で、具体的な対応策を検討する

→ 南海トラフ地震を想定する場合、長期浸水を踏まえた検討が必要となる。

※長期浸水した場合

- ・ 長期浸水域内の施設入所の方も、避難が必要となる = 浸水域外施設の受入数の増
- ・ 長期浸水域内の施設（避難所含む）が使用できない = 県全体の受入可能数の減



今後の議論予定内容

- 第6回『福祉避難所の施設種別ごとに想定される要配慮者の避難生活場所について』
- 第7回『具体的な対応策について（高齢者）』
- 第8回『具体的な対応策について（身体障害者）』
- 第9回『具体的な対応策について（難病・医療的ケアを必要とする方）』
- 第10回『具体的な対応策について（知的障害・精神障害）』
- 第11回『具体的な対応策について（妊産婦・乳幼児）、対応策のとりまとめ①』
- 第12回『対応策のとりまとめ②』

今回（第6回）で議論いただきたい内容

- ・施設種別ごとに想定される要配慮者の属性
- ・属性ごとの1人あたりに必要な面積

県ガイドラインによる例示

「高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」 P5

1.1福祉避難所の対象となる者の概数を把握

1 福祉避難所の対象となる者の把握

1. 市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

（1）福祉避難所の対象としては、主に次の者が考えられる。

- ①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者等）
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者
- ⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者

（2）上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体からの情報についても活用し、把握する。

福祉避難所の想定避難者について（現状）

想定避難者数（令和8年3月31日時点）

※死者数、負傷者数は考慮していない

13,684人（①＋②－③）×④＋⑤ うち、高知市 10,197人

① 避難行動要支援者名簿登載者数 29,957人

例：生活の基盤が自宅にある方のうち、以下のいずれかに該当する方

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ・ 重度以上と判定された知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者

「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」において例示

② 名簿登載者以外で福祉避難所への避難が必要な方 503人

各市町村が福祉行政等で把握している個人の情報に基づき算出

- 例：▶ 障害者手帳を取得していない障害者・児
▶ 自力歩行が可能で自力で避難できるが、避難生活に支援が必要な高齢者 等

③ 一般の避難所で受け入れる要配慮者 4,001人

一般の避難所の体制整備状況を踏まえ、各市町村が独自に判断

④ 各市町村ごとの避難率（県平均26%）

⑤ 介助者数（福祉避難所避難者（①～④）単身世帯と複数世帯の割合から算出）

※第5回までの議論で示した目安による想定避難者数については現在算出中

(2) 福祉避難所の施設種別ごとに想定される 要配慮者の属性等

議論いただきたい内容

- ①施設種別ごとに想定される要配慮者の属性
- ②属性ごとの1人あたりに必要な面積

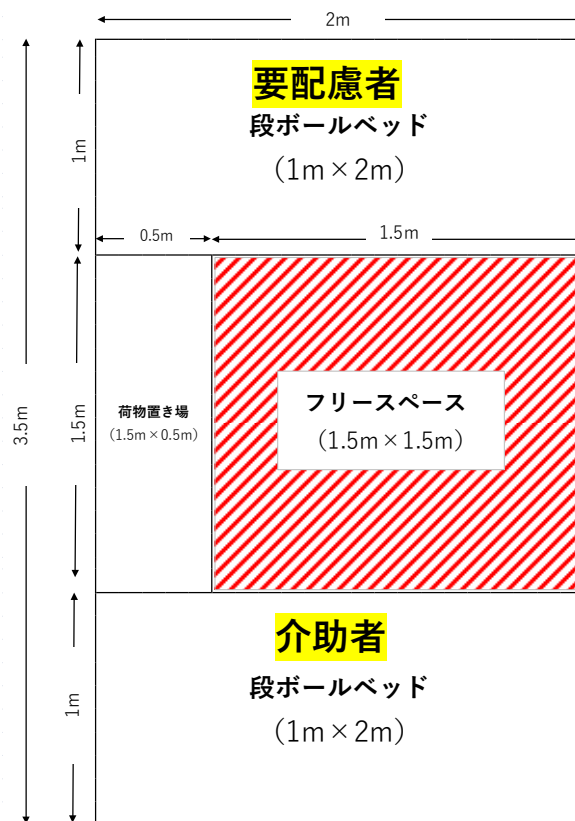
※別紙 1『福祉避難所の施設種別ごとに受入れが想定される
要配慮者の属性と居住面積の目安（案）』を参照

避難生活場所での居住面積について

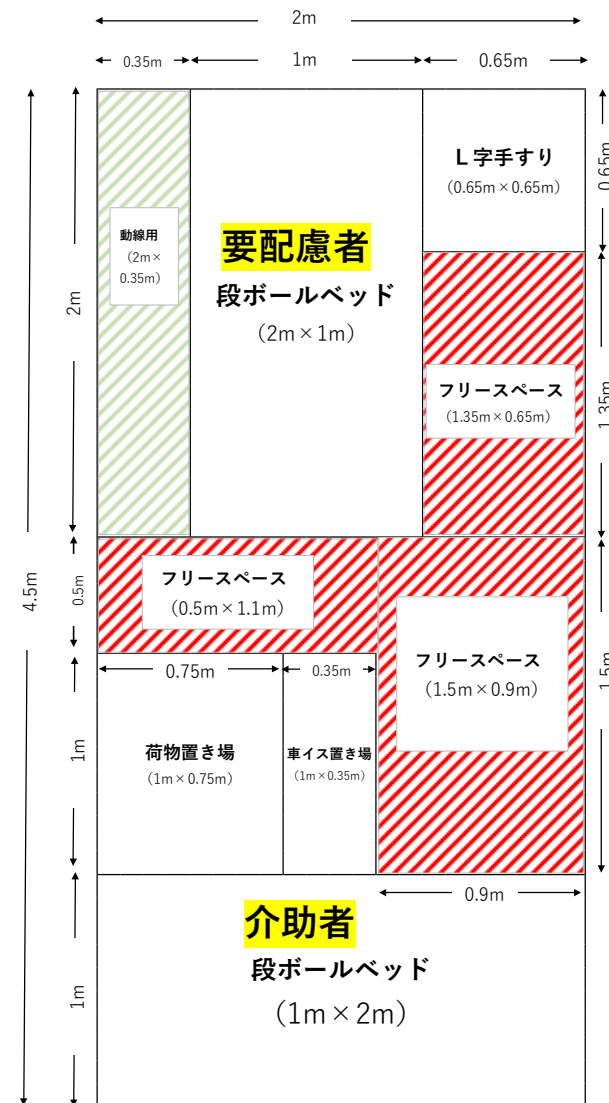
要配慮者 (3.5㎡/人) + 介助者 (3.5㎡/人) = 7㎡

※参考：スフィア基準を踏まえ3.5㎡/人

※能登半島地震の避難所における
居住スペースの例



要配慮者 (5.5㎡/人) + 介助者 (3.5㎡/人) = 9㎡



・上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

※「○」が基本的な受入れ施設「▲」は状況によって受入れ可能となる施設

属性	施設種類	入所施設	福祉避難所指定数 （R8.3末時点）	災害時の受入れ対象者（想定）	高齢者					
					要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1	
					生活支援 （見守り支援含む）	生活支援 （見守り支援含む）	生活支援 （見守り支援含む）	生活支援 （見守り支援含む）	見守り支援	生活支援
					3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
					3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5
高齢者施設	特別養護老人ホーム	○	52	利用条件の要介護 3 以上	○	○	○	▲	▲	▲
	介護老人保健施設	○	15	利用条件の要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	介護医療院	○	1	利用条件の要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	認知症対応型共同生活介護事業所	○	12	利用条件が要支援 2 以上のため、要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	サービス付き高齢者向け住宅	○	4	利用条件が要支援 1 以上のため、要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	小規模多機能型居宅介護事業所		9	利用条件の要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上	○	○	○	○	○	○
	養護老人ホーム	○	6	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	○	○	○
	軽費老人ホーム	○	11	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	○	○	○
	有料老人ホーム	○	5	利用条件がないため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	○	○	○
	通所介護事業所		28	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	○	○	○
	通所リハビリテーション事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	○	○	○
	認知症対応型通所介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	○	○	○
障害者施設	療養介護事業所	○	0	医療的ケアを必要とする者	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	障害者支援施設（施設入所支援）	○	21	利用条件の支援区分 3 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	生活介護事業所		6	利用条件の支援区分 2 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	短期入所事業所	○	1	利用条件の支援区分 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	共同生活援助事業所	○	2	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	福祉ホーム	○	0	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	宿泊型自立訓練事業所	○	0	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	自立訓練事業所		0	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	就労移行支援事業所		0	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	就労継続支援 A 型事業所		1	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	就労継続支援 B 型事業所		5	支援区分 4 以下				▲	▲	▲
	障害児入所施設（福祉型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児						
	障害児入所施設（医療型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児						
	児童発達支援事業所		2	支援区分、手帳等級に関わらず障害児						
	放課後等デイサービス事業所		1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児						
児童関係施設	乳児院	○	0	妊産婦、乳幼児						
	児童養護施設	○	2	妊産婦、乳幼児						
	児童心理治療施設	○	0	妊産婦、乳幼児						
	児童自立支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児						
	母子生活支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児						
	自立援助ホーム	○	0	妊産婦、乳幼児						
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	○	0	妊産婦、乳幼児						
	児童厚生施設		0	妊産婦、乳幼児						
	保育所・認定こども園		14	妊産婦、乳幼児						
	児童相談所（一時保護所）		0	妊産婦、乳幼児						
その他	特別支援学校		11	心身に障害のある方	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	小中高校、専門学校		6	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下				○	○	○
	保健福祉センター、地域福祉センター		35	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下				○	○	○

- ・障害者施設については、主に身体障害者を対象としている施設や、知的障害者を対象としている施設があることに留意。
- ・上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

※「○」が基本的な受入れ施設「▲」は状況によって受入れ可能となる施設

属性	施設種類	入所施設	福祉避難所指定数 (R8.3末時点)	災害時の受入れ対象者（想定）	身体障害者											
					障害支援区分 6	障害支援区分 5	障害支援区分 4	障害支援区分 3	障害支援区分 2	障害支援区分 1	身体障害者手帳 1 級	身体障害者手帳 2 級	身体障害者手帳 3 級	身体障害者手帳 4 級	身体障害者手帳 5 級	身体障害者手帳 6 級
					3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
					3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5	3.5～5.5
高齢者施設	特別養護老人ホーム	○	52	利用条件の要介護 3 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	介護老人保健施設	○	15	利用条件の要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	介護医療院	○	1	利用条件の要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	認知症対応型共同生活介護事業所	○	12	利用条件が要支援 2 以上のため、要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	サービス付き高齢者向け住宅	○	4	利用条件が要支援 1 以上のため、要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	小規模多機能型居宅介護事業所		9	利用条件の要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	養護老人ホーム	○	6	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	軽費老人ホーム	○	11	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	有料老人ホーム	○	5	利用条件がないため、要介護 2 以下	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	通所介護事業所		28	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	通所リハビリテーション事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	認知症対応型通所介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
障害者施設	療養介護事業所	○	0	医療的ケアを必要とする者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	障害者支援施設（施設入所支援）	○	21	利用条件の支援区分 3 以上	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	生活介護事業所		6	利用条件の支援区分 2 以上	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	短期入所事業所	○	1	利用条件の支援区分 1 以上	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	共同生活援助事業所	○	2	支援区分 4 以下	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉ホーム	○	0	支援区分 4 以下	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宿泊型自立訓練事業所	○	0	支援区分 4 以下	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練事業所		0	支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援事業所		0	支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援 A 型事業所		1	支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援 B 型事業所		5	支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害児入所施設（福祉型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害児入所施設（医療型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童発達支援事業所		2	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放課後等デイサービス事業所		1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童関係施設	乳児院	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童養護施設	○	2	妊産婦、乳幼児												
	児童心理治療施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童自立支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	母子生活支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	自立援助ホーム	○	0	妊産婦、乳幼児												
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童厚生施設		0	妊産婦、乳幼児												
	保育所・認定こども園		14	妊産婦、乳幼児												
	児童相談所（一時保護所）		0	妊産婦、乳幼児												
その他	特別支援学校		11	心身に障害のある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小中高校、専門学校		6	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保健福祉センター、地域福祉センター		35	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・ 障害者施設については、主に身体障害者を対象としている施設や、知的障害者を対象としている施設があることに留意。
- ・ 上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

※「○」が基本的な受入れ施設「▲」は状況によって受入れ可能となる施設

属性	施設種類	入 所 施 設	福祉避難 所指定数 (R8.3末 時点)	災害時の受入れ対象者（想定）	知的・精神障害者											
					障害支援区分 6		障害支援区分 5		障害支援区分 4		障害支援区分 3		障害支援区分 2		障害支援区分 1	
					見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援
					介助者 1 人あたりの居住面積（単位：㎡）	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
支援が必要な方 1 人当たりの居住面積（単位：㎡）					3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5		
高 齢 者 施 設	特別養護老人ホーム	○	52	利用条件の要介護 3 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	介護老人保健施設	○	15	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	介護医療院	○	1	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	認知症対応型共同生活介護事業所	○	12	利用条件が要支援 2 以上のため、要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	サービス付き高齢者向け住宅	○	4	利用条件が要支援 1 以上のため、要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	小規模多機能型居宅介護事業所		9	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	養護老人ホーム	○	6	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	軽費老人ホーム	○	11	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	有料老人ホーム	○	5	利用条件がないため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	通所介護事業所		28	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	通所リハビリテーション事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	認知症対応型通所介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
障 害 者 施 設	療養介護事業所	○	0	医療的ケアを必要とする者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	障害者支援施設（施設入所支援）	○	21	利用条件の支援区分 3 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	
	生活介護事業所		6	利用条件の支援区分 2 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	
	短期入所事業所	○	1	利用条件の支援区分 1 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共同生活援助事業所	○	2	支援区分 4 以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉ホーム	○	0	支援区分 4 以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	宿泊型自立訓練事業所	○	0	支援区分 4 以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	自立訓練事業所		0	支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	
	就労移行支援事業所		0	支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	
	就労継続支援 A 型事業所		1	支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	
	就労継続支援 B 型事業所		5	支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	
	障害児入所施設（福祉型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害児入所施設（医療型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	児童発達支援事業所		2	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	放課後等デイサービス事業所		1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
児 童 関 係 施 設	乳児院	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童養護施設	○	2	妊産婦、乳幼児												
	児童心理治療施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童自立支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	母子生活支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児												
	自立援助ホーム	○	0	妊産婦、乳幼児												
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	○	0	妊産婦、乳幼児												
	児童厚生施設		0	妊産婦、乳幼児												
	保育所・認定こども園		14	妊産婦、乳幼児												
	児童相談所（一時保護所）		0	妊産婦、乳幼児												
	そ の 他	特別支援学校		11	心身に障害のある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小中高校、専門学校			6	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	
保健福祉センター、地域福祉センター			35	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下					○	○	○	○	○	○	○	

- ・障害者施設については、主に身体障害者を対象としている施設や、知的障害者を対象としている施設があることに留意。
- ・上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

※「○」が基本的な受入れ施設「▲」は状況によって受入れ可能となる施設

属性	施設種類	入 所 施 設	福祉避難 所指定数 (R8.3末 時点)	災害時の受入れ対象者（想定）	知的障害・精神障害														
					療育手帳 A 1		療育手帳 A 2		療育手帳 B 1		療育手帳 B 2		精神障害者保健福祉 手帳 1 級		精神障害者保健福祉 手帳 2 級		精神障害者保健福祉 手帳 3 級		
					見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	見守り 支援	生活支援	
					3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
				介助者 1 人あたりの居住面積（単位：㎡）	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5			
				支援が必要な方 1 人当たりの居住面積（単位：㎡）	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5	3.5	3.5～5.5			
高 齢 者 施 設	特別養護老人ホーム	○	52	利用条件の要介護 3 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	介護老人保健施設	○	15	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	介護医療院	○	1	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	認知症対応型共同生活介護事業所	○	12	利用条件が要支援 2 以上のため、要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	サービス付き高齢者向け住宅	○	4	利用条件が要支援 1 以上のため、要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	小規模多機能型居宅介護事業所		9	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	養護老人ホーム	○	6	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	軽費老人ホーム	○	11	利用条件が環境依存のため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	有料老人ホーム	○	5	利用条件がないため、要介護 2 以下					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	通所介護事業所		28	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	通所リハビリテーション事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
	認知症対応型通所介護事業所		1	利用条件の要介護 1 以上（要介護 3 以上は状況次第）					▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	
障 害 者 施 設	療養介護事業所	○	0	医療的ケアを必要とする者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	障害者支援施設（施設入所支援）	○	21	利用条件の支援区分 3 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	生活介護事業所		6	利用条件の支援区分 2 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	短期入所事業所	○	1	利用条件の支援区分 1 以上	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	共同生活援助事業所	○	2	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉ホーム	○	0	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宿泊型自立訓練事業所	○	0	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自立訓練事業所		0	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就労移行支援事業所		0	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就労継続支援 A 型事業所		1	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就労継続支援 B 型事業所		5	支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害児入所施設（福祉型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害児入所施設（医療型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	児童発達支援事業所		2	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	放課後等デイサービス事業所		1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
児 童 関 係 施 設	乳児院	○	0	妊産婦、乳幼児															
	児童養護施設	○	2	妊産婦、乳幼児															
	児童心理治療施設	○	0	妊産婦、乳幼児															
	児童自立支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児															
	母子生活支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児															
	自立援助ホーム	○	0	妊産婦、乳幼児															
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	○	0	妊産婦、乳幼児															
	児童厚生施設		0	妊産婦、乳幼児															
	保育所・認定こども園		14	妊産婦、乳幼児															
	児童相談所（一時保護所）		0	妊産婦、乳幼児															
	そ の 他	特別支援学校		11	心身に障害のある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小中高校、専門学校		6	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保健福祉センター、地域福祉センター			35	要介護 2 以下もしくは支援区分 4 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ・ 障害者施設については、主に身体障害者を対象としている施設や、知的障害者を対象としている施設があることに留意。
- ・ 上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

※「○」が基本的な受入れ施設「▲」は状況によって受入れ可能となる施設

属性	施設種類	入所施設	福祉避難所指定数 (R8.3末時点)	災害時の受入れ対象者（想定）	在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者	妊婦	産婦	乳幼児
				介助者1人あたりの居住面積（単位：㎡）	3.5	3.5	3.5	3.5
				支援が必要な方1人当たりの居住面積（単位：㎡）	3.5～5.5	3.5	3.5	3.5
高齢者施設	特別養護老人ホーム	○	52	利用条件の要介護3以上	▲			
	介護老人保健施設	○	15	利用条件の要介護1以上	○			
	介護医療院	○	1	利用条件の要介護1以上	○			
	認知症対応型共同生活介護事業所	○	12	利用条件が要支援2以上のため、要介護1以上	▲			
	サービス付き高齢者向け住宅	○	4	利用条件が要支援1以上のため、要介護1以上	▲			
	小規模多機能型居宅介護事業所		9	利用条件の要介護1以上	▲			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1	利用条件の要介護1以上	▲			
	養護老人ホーム	○	6	利用条件が環境依存のため、要介護2以下	▲			
	軽費老人ホーム	○	11	利用条件が環境依存のため、要介護2以下	▲			
	有料老人ホーム	○	5	利用条件がないため、要介護2以下	▲			
	通所介護事業所		28	利用条件の要介護1以上（要介護3以上は状況次第）	▲			
	通所リハビリテーション事業所		1	利用条件の要介護1以上（要介護3以上は状況次第）	▲			
	認知症対応型通所介護事業所		1	利用条件の要介護1以上（要介護3以上は状況次第）	▲			
障害者施設	療養介護事業所	○	0	医療的ケアを必要とする者	○			
	障害者支援施設（施設入所支援）	○	21	利用条件の支援区分3以上	▲			
	生活介護事業所		6	利用条件の支援区分2以上	▲			
	短期入所事業所	○	1	利用条件の支援区分1以上	▲			
	共同生活援助事業所	○	2	支援区分4以下	▲			
	福祉ホーム	○	0	支援区分4以下	▲			
	宿泊型自立訓練事業所	○	0	支援区分4以下	▲			
	自立訓練事業所		0	支援区分4以下	▲			
	就労移行支援事業所		0	支援区分4以下	▲			
	就労継続支援A型事業所		1	支援区分4以下	▲			
	就労継続支援B型事業所		5	支援区分4以下	▲			
	障害児入所施設（福祉型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	▲			
	障害児入所施設（医療型）	○	1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	○			
	児童発達支援事業所		2	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	▲			
	放課後等デイサービス事業所		1	支援区分、手帳等級に関わらず障害児	▲			
児童関係施設	乳児院	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	児童養護施設	○	2	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	児童心理治療施設	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	児童自立支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	母子生活支援施設	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	自立援助ホーム	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	○	0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	児童厚生施設		0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	保育所・認定こども園		14	妊産婦、乳幼児		○	○	○
	児童相談所（一時保護所）		0	妊産婦、乳幼児		○	○	○
その他	特別支援学校		11	心身に障害のある方	▲			
	小中高校、専門学校		6	要介護2以下もしくは支援区分4以下	▲	▲	▲	▲
	保健福祉センター、地域福祉センター		35	要介護2以下もしくは支援区分4以下	▲	▲	▲	▲

- ・障害者施設については、主に身体障害者を対象としている施設や、知的障害者を対象としている施設があることに留意。
- ・上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。